

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年11月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	排ガス系減衰タンク出口サンプリング盤において、除湿装置の故障が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
2	2号機	原子炉冷却材浄化系スラッジ放出ミキシングポンプ入口洗浄水弁の点検時、フレキシブル電線管に破損が認められたため、当該電線管を交換	D	
3	2号機	原子炉給水ポンプ用軸シール水回収タンクの水位計点検時、フロートの振止プレート固定ボルトに折損が認められたため、当該ボルトを交換	D	
4	2号機	炉心スプレイポンプ（A）駆動電動機用潤滑油圧カススイッチの点検時、接点の動作不良（動作値にバラツキ）が認められたため、当該圧カススイッチを交換	D	
5	2号機	主タービン電気油圧式制御装置の油圧配管サポート点検時、サポートの緩衝部材に一部欠損（1箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
6	2号機	復水前置ろ過器（A）復水出口サンプリングライン復旧時、元弁にシートリーク（にじみ程度）が認められたため、当該弁を修理	D	
7	2号機	原子炉建屋補機冷却水系熱交換器（C）海水入口配管ドレンの点検時、弁体・弁座シート面に腐食が認められたため、当該弁を交換	D	
8	2号機	ドライウェル床ドレンポンプサンプピット内の点検時、流入配管付近にウエスが発見されたため、当該ウエスを回収	D	
9	2号機	ドライウェル床ドレンポンプサンプピット内容接部の浸透探傷検査時、腐食が認められたため、当該部を修理	C	
10	3号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（B）吐出圧力計において、指示不良（スティック）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
11	4号機	屋外海側のろ過水配管において、腐食が認められたため、当該配管を補修塗装	D	
12	4号機	主復水器細管洗浄装置（F）運転時、ボール回収弁の動作不良（中間開度で停止）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
13	4号機	タービン建屋試料採取盤入口弁（主蒸気系サンプル）において、シートパス（指1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	4号機	原子炉建屋床サンプ（B）ピット点検に伴う仮設ポンプ運転時、ドライウェル床サンプポンプ（A）出口逆止弁の動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
15	5号機	燃料交換機操作室用モニター（CRT）交換作業時、燃料交換機計算機用冷却ファンに動作不良が認められたため、当該ファンを交換	D	
16	5号機	出力領域モニター盤において、データ集積装置（C）の軽故障点灯が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
17	6号機	原子炉再循環ポンプ（B）振動記録計において、Y軸振動の指示不良（ヒゲ状にハンチング）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	

18	集中環境施設	雑固体焼却炉（A）油燃烧空気調節弁において、動作不良（空気流量出ず）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
19	集中環境施設	高電導度廃液系再生廃液濃縮器（A）加熱蒸気入口空気作動弁において、操作用電磁弁にエアリークが認められたため、当該電磁弁を交換	D	
20	集中環境施設	高電導度廃液系床ドレン濃縮器加熱蒸気入口空気作動弁において、操作用電磁弁にエアリークが認められたため、当該電磁弁を交換	D	
21	集中環境施設	使用済燃料共用プール設備の常・非常用照明分電盤において、扉のハンドルに破損が認められたため、当該ハンドルを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで